

簡易スパイロメーター貸出要綱

(目的)

第1 県民のCOPDの認知度向上と早期発見・早期治療の促進を目的として愛知県保健医療局健康医務部健康対策課（以下「健康対策課」という。）及び愛知県立の保健所（以下「保健所」という。）が管理する簡易スパイロメーターを貸し出す場合の手續等について必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2 貸し出す簡易スパイロメーター等は次のものとする。

- (1) ハイ・チェッカー 一式（本体、取扱説明書）
- (2) 初めて借り受ける場合は、希望によりセイフTウェイ・マウスピース 25個まで

(貸出の対象)

第3 健康対策課長又は保健所長（以下「管理者」という。）は、県内の市町村、団体、施設、企業等が、禁煙指導やCOPDの啓発活動等を行う場合に、簡易スパイロメーターを貸し出すことができる。

(使用料)

第4 簡易スパイロメーターの使用料は無料とする。

(貸出期間及び数量)

第5 簡易スパイロメーターの貸出期間は、原則2週間以内とする。なお、貸出及び返却に要する期間は、貸出期間と見なす。また、貸出数は原則1回につき1式とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(申請手續)

第6 簡易スパイロメーターの貸出を希望する者は、別表により貸出区域を管轄する保健所等へ、利用日の2週間前までに電話等で仮予約を行い、「簡易スパイロメーター借受申請書兼借受書」（様式第1号）を提出する。

(貸出の承認)

第7 管理者は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、簡易スパイロメーターの貸出を承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
- (2) 法令、公序良俗に反するとき。
- (3) その他健康対策課長又は保健所長が貸出しについて不相当と認めるとき。

(借受の手續等)

第8 貸出の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、簡易スパイロメーターを健康対策課又は保健所で直接受領することとする。なお、受領の際は、「簡易スパイロメーター借受申請書兼借受書」の借受書欄に記入し、受領印を押印する。

ただし、来庁しての借受が困難な場合は、借受者が送料を負担することで、宅配等により借り受けることができる。

(借受者の責務)

第9 借受者は、簡易スパイロメーターに関し、次の事項を守らなければならない。

- (1) 営利目的で使用してはならない。
- (2) 第三者に譲渡、転貸してはならない。
- (3) 善良な管理者としての注意義務を果す。
- (4) 紛失、損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従う。
- (5) 使用により生じた損害賠償等一切の責任は、すべて借受者側が負う。

(借受者の負担)

第10 借受者は、次のものを負担しなければならない。

- (1) 簡易スパイロメーターの使用に際し必要となるマウスピース等の消耗品。
- (2) 貸出物品を紛失又は損傷した場合の原状回復費用。

(貸出の中止)

第11 管理者は、故障等のやむを得ない理由があるときは、啓発用資機材の貸出を中止することができる。

2 借受者がこの要綱の規定に違反した場合は、貸出を取り消すことができる。既に貸し出しているときは、管理者は返還を命じるものとし、借受者は直ちにこれに応じなければならない。

3 前各号の場合において借受者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

(返却等)

第12 借受者は、簡易スパイロメーターを健康対策課又は保健所に直接返却することとし、同時に使用報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

ただし、来庁しての返納が困難な場合は、借受者が送料を負担することで、宅配等により返却することができる。

(報告)

第13 簡易スパイロメーターの貸出を行った保健所長は、当該年度内に使用報告書の写しを健康対策課長へ送付しなければならない。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、簡易スパイロメーターの貸出について必要な事項は、健康対策課長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

別表（第6 関係）

貸出区域

保健所名等	貸出区域（市町村）	保有数
健康対策課	名古屋市	2 式
一宮保健所	一宮市、稲沢市	1 式
瀬戸保健所	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	1 式
春日井保健所	春日井市、小牧市	1 式
江南保健所	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	1 式
清須保健所	清須市、北名古屋市、豊山町	1 式
津島保健所	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	1 式
半田保健所	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	1 式
知多保健所	常滑市、東海市、大府市、知多市	1 式
衣浦東部保健所	碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、知立市、高浜市、みよし市	1 式
西尾保健所	岡崎市、西尾市、幸田町	1 式
新城保健所	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	1 式
豊川保健所	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	1 式